

第6回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年6月23日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和4年6月23日(木)午後2時00分～3時30分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(17人) 職務代理者 19番 塩野目 富夫 委員: 2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、9番 関 閣夫、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 各委員</p> <p>4. 欠席委員(1人) 14番 堀江 恒夫 委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第242号)の承認について 日程第6 選挙第1号 会長の互選について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和4年第6回総会を開会いたします。まずは、塩野目富夫職務代理にご挨拶をお願いいたします。 先ずは、塩野目富夫職務代理にご挨拶をお願いいたします。
職務代理(塩野目)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、14番 堀江 恒夫 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席員は、18名中17名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますが、会長不在のため、以後の議事進行は、塩野目富夫職務代理に願います。
職務代理(塩野目)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会 会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議長	< 異議なしの声 >
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員は 7番 齋藤 勉 委員、10番 小川 雄三 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に、整理番号1番及び8番について、内容と経過について大まかに説明させます。
事務局（中山）	< 整理番号1について、内容と経過の説明 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、2番 田中 雄二 委員をお願いします。
2番 田中 雄二 委員	<p>6月21日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定3年間、賃貸借。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。本申請は、議案第2号整理番号1の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については議案第2号で報告がありますが、榊の栽培を行いながら営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するため今回の申請に及びました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従</p>

<p>(2番 田中 雄二 委員)</p> <p>議長</p>	<p>事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>6月21日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。主たる経営予定作物、さくらんぼ。農業従事年数及び農業形態、約3年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、なし。取得地への通作距離、約0.1km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号3番について、3番 栗野 隆夫 委員にお願いします。</p>
<p>3番 栗野 隆夫 委員</p> <p>議長</p>	<p>6月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親族、叔母と甥。権利移動等の内容、売買による所有権移転。主たる経営作物、水稲、ネギ。農業従事年数及び農業形態、約30年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、なし。取得地への通作距離、約1km。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号4番、5番について、6番 大野 覚文 委員にお願いします。</p>
<p>6番 大野 覚文 委員</p>	<p>6月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。主たる経営作物、梅、野菜。農業従事年数及び農業形態、約55年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、乗用草刈機、スピードスプレヤー。取得地への通作距離、約0.1km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>6月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。主たる経営作物、水稲。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、なし。取得地への通作距離、約0.6km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号</p>

(6番 大野 覚文 委員)	には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号6番、7番について、8番 川上 恵 委員にお願いします。
8番 川上 恵 委員	6月16日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6・7のおおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。主たる経営作物、野菜。農業従事年数及び農業形態、約30年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、マメトラ、管理機。取得地への通作距離、約0.1km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号8番について、9番 関 閣夫 委員にお願いします。
9番 関 閣夫 委員	6月17日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号8のおおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定3年間、賃貸借。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。本申請は、議案第2号整理番号2の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については議案第2号で報告がありますが、スタチの栽培を行いながら営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するため、令和元年6月24日、農地法第3条の許可を受けましたが、設定期間の3年が満了するので、期間を延長するため今回の申請に及びました。なお、同法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となります。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号9番について、18番 相吉澤 宏 委員にお願いします。
18番 相吉澤 宏 委員	6月19日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号9のおおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。主たる経営作物、野菜を作付け予定。農業従事年数及び農業形態、なし。農機具・家畜の保有状況、なし。取得地への通作距離、約0.1km。5年以上継続して耕作する旨の誓約書、あり。空き家と農地を同時に購入する売買契約仮契約書の写し、あり。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、那須烏山市 農地等の権利移動の制限に関する別段

(18番 相吉澤 宏 委員)	面積及び空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の要件を満たし、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりにありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
12番 小川 祥一 委員	整理番号1番については、継続審議してはどうでしょうか。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番及び8番につきましては、この後上程される議案第2号との関連がありますので、その審議後に諮るものとし、整理番号2番から7番及び9番につきまして異議がないようですので申請のおおりに許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2番から7番及び9番につきましては、申請のおおりに許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に事務局より提案があるそうなので、説明をお願いいたします。
事務局長(相ヶ瀬)	< このあと上程される議案第3号が、整理番号2番及び3番の案件と関連があるため、整理番号2番及び3番については、議案第3号の審議後に審議とした方が順番的に合理的であると考えている旨を説明 >
議長	事務局より提案説明がありましたとおりに、整理番号2番及び3番については、次に上程される議案第3号の審議後に審議とすることでよろしいかお諮りします。

<p>議長</p>	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2番及び3番については、次に上程される議案第3号の審議後に審議とすることに決定しました。それでは、整理番号1番、4番、5番、及び6番について、報告をお願いいたします。整理番号1番について、12番 小川 祥一 委員をお願いします。</p>
<p>12番 小川 祥一 委員</p>	<p>6月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が雑種地、南が雑種地、北が道を挟んで宅地。同意書、無、西・南側に面している土地は賃貸借契約書有。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定3年。転用計画、転用事業者は●●●に本社を有し、自然エネルギーによる発電、電気の供給及び販売の他不動産業等を行っており、今回、太陽光発電設備の設置に適した申請地を借用できることとなり、農林水産省や経済産業省が推進している営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、651㎡の内支柱・引込柱部分のみ。1.53㎡。営農型太陽光発電設備の設置。構造等パネル176枚。土地選定経緯書、有。給水排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。営農計画の状況、耕作者、●●●氏、作物、榊651㎡定植、5年目令和9年度から収穫見込み、9年目令和13年度あたりから出荷開始予定。貸借終了後の対応、3年毎の一時転用申請を要す。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年7月1日から令和4年8月31日。その他 他法令等との関係等、農地法第3条「区分地上権の設定」を同時申請、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番、5番について、13番 中村 東 委員をお願いします。</p>
<p>13番 中村 東 委員</p>	<p>6月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子とアパートで生活しているが、手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、申請地について取得することができるようになり申請に至った。転用面積404㎡。一般住宅 木造2階建。建築面積 住宅77.84㎡ 進入路 北側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝に放流。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年8月10日～令和4年12月31</p>

<p>(13番 中村 東 委員)</p>	<p>日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>6月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、有限会社●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が雑種地、西が田、南が宅地・原野・雑種地、北が田。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、30年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、電気器具等の組立加工を行っているが、従業員駐車場が不足し、現在、隣接する代表取締役の自宅敷地も利用している状況であり、会社と個人を分離したく、新たな駐車場の整備を計画し、会社に隣接する申請地を借用できることになり申請に至った。転用面積 379 m² 駐車場、普通車 10台。代替性検討、土地選定経過書あり。雨水排水、敷地内 自然浸透。貸借終了後の対応、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年7月10日から令和4年11月30日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号6番について、11番 奥畑 智子 委員にお願いします。</p>
<p>11番 奥畑 智子 委員</p>	<p>6月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号6及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで雑種地、南が畑、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子2人の4人で生活しているが、子どもの成長に伴い現在の住宅が手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、申請地について取得することができるようになり申請に至った。転用面積 344 m² 一般住宅 木造2階建。建築面積 住宅 81.98 m² 進入路 西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝に放流。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、和4年7月30日から令和4年11月30日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議したところ、申請地は神長遺跡の周辺に位置するため、担当課の指導に基づき栃木県教育委員会に埋蔵文化財発掘の届出を提出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
12番 小川 祥一 委員	整理番号1番については、3者で話し合って、継続審議したほうがいいのではないのでしょうか。
議長	整理番号1番について、2番 田中 雄二 委員 何かありますか。
2番 田中 雄二 委員	問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
議長	整理番号4番について、6番 大野 覚文 委員 何かありますか。
6番 大野 覚文 委員	問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
議長	整理番号6番について、8番 川上 恵 委員 何かありますか。
8番 川上 恵 委員	問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号4番、5番、及び6番については、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号4番、5番、及び6番については、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。整理番号1番については保留し、継続審議とします。次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、12番 小川祥一 委員に申し上げます。

<p>12番 小川 祥一 委員</p>	<p>6月21日、今月の調査担当委員と農地専門委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、有限会社●●●。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が山林、西が林、南が畑、北が田。同意書、あり。接地主。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定3年。転用計画、転用事業者は●●●に本社を有し、不動産業を行っているが、再生可能エネルギーの確保と休耕農地の回生を同時に果たせる営農型太陽光発電設備の設置に関心を持ち、申請地について令和元年5月7日付で農地法5条申請を行い、令和元年6月24日付で許可をしている。許可後、購入計画していた太陽光発電パネルが廃番となったため、やむを得ず同等の性能を持つ別のパネルに変更し設置したが、計画変更の手続きを行っていなかったため、変更申請に至った。顛末書有。変更点、パネル出力275kwから275kw、パネル枚数317枚から420枚、格発電量87.175kw、柱本数104本から100本、パネル間隔を狭くした。一時転用面積 10.00㎡から9.63㎡作付面積1101.23㎡から1170.88㎡。代替性検討、有。給水排水、無。雨水排水、自然浸透。営農計画の状況、3年毎の一時転用申請を要す。その他 法令等との関係等、地法第3条、区分地上権の設定を同時に申請・許可済。経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番について、11番 奥畑 智子 委員にお願いします。</p>
<p>11番 奥畑 智子 委員</p>	<p>6月21日、今月の調査担当委員と農地専門委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、関係者、親が経営する会社。変更前、転用事業者、有限会社●●●。変更後、転用事業者、承継者、●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が山林、西が宅地・道を挟んで用悪水路、南が宅地、北が宅地・畑。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、各種装置の製造・販売業を行っており、平成21年2月17日付栃木県指令南農振第5~70055号で農地法第5条の規定による許可を受け資材用倉庫を建築する計画であったが、リーマンショックや震災等による経済不景気を原因に、目的であった資材用倉庫の建築を遂行できず、建築を断念することになった。その後、隣接地に居住する変更後転用事業者は、その妻が多肉植物を栽培・出荷しており、近年、既存宅地のみでは手狭になったため、新たに駐車場と多肉植物用栽培ハウスの整備を計画し、隣接地であり親の会社が所有する申請地に整備を行い使用していたが、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。始末書有。転用面積456㎡ 宅地拡張、駐車場、多肉植物用栽培ハウス。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。整理番号2について、9番 関 閣夫 委員 何かありますか。
9番 関 閣夫 委員	問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
議長	整理番号3番について、18番 相吉澤委員 何かありますか。
18番 相吉澤 宏 委員	問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2番及び3番については、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2番及び3番については、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第242号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第242号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第242号）については、新規1件 更新1件です。利用権の設定を受ける者2名、利用権を設定する者2名です。利用権の設定面積は、12,507㎡です。令和4年度 累計は、46,419㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和4年6月30日公告予定です。

議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	異議がないようですので、「那須烏山市農用地利用集積計画（第242号）」のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第242号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。それでは、続きまして日程第6 選挙第1号 「会長の互選について」 を議題といたします。まず、事務局に議案書を朗読させます。
事務局（大橋）	< 選挙第1号 議案書の朗読 >
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< これまでの経過を説明 >
議長	先日、令和4年6月6日に第2回運営委員会を開催し、会長の互選方法については、指名推薦により互選するということが決まりましたが、まずこのことについて審議をお願いいたします。事務局より説明がありましたとおり、会長の互選方法なのですが、指名推薦の互選方法でよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議がないようですので、互選の方法は指名推薦ということに決定いたしました。ここで、一時休憩といたします。休憩いたします。（午後 3時 20分）
事務局長（相ヶ瀬）	< 休憩中に運営委員会で協議された内容を説明 >
議長	再開いたします。（午後 3時 25分）

(議長)	先ほど事務局より説明がありましたことにつきまして、会長候補者といたしまして、関 閣夫 氏を指名してよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 > 異議がないようですので、関 閣夫 氏を指名いたします。 関 委員いかがでしょうか。
9番 関 閣夫 委員	< 関 委員の意向 >
議長	本人の意向もありますので、今回は次回開催予定の7月1日臨時総会の継続審議としてよろしいかお諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、この案件につきましては、次回開催予定の7月1日臨時総会の継続審議といたします。
	以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 (午後 3時 30分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月23日

議 長

7 番

10 番